

山形市 屋外広告物の手引き

屋外広告業登録編

令和8年4月

目次

1	屋外広告業の登録制度	1
(1)	屋外広告業の登録とは	1
(2)	登録が必要な事業者	1
(3)	山形県の登録を受けた事業者に関する特例	2
2	登録を受けるためには	3
(1)	登録のための要件	3
(2)	登録の有効期間	4
3	登録を受けたあとは	5
(1)	登録を受けたあとは	5
(2)	登録の取消等	5
(3)	違反に対する措置	6
4	手続き	7
(1)	登録の手続き（新規登録）	7
(2)	申請手数料	7
(3)	登録事項変更の届出	9
(4)	登録の手続き（更新登録）	10
(5)	廃業等の届出	10
5	特例屋外広告業届出制度	11
(1)	電子申請について	11
(2)	届出の手続き（新規届出・届出の更新）	11
(3)	届出事項変更の届出	12
(4)	廃業等の届出	12
(5)	標識の掲示（特例屋外広告業者届出済票）	12
6	申請書等の記入要領	13
(1)	屋外広告業登録（更新の登録）申請書【様式第19号】	13
(2)	誓約書【様式第20号】	15
(3)	登録申請者の略歴書【様式第21号】	15
(4)	屋外広告業登録事項変更届出書【様式第22号】	16
(5)	屋外広告業廃業等届出書【様式第23号】	17
(6)	屋外広告業者登録票（標識）【様式第28号】	18
(7)	帳簿【様式第30号】	18
(8)	特例屋外広告業届出書【様式第31号】	19
(9)	特例屋外広告業届出事項変更届出書【様式第32号】	20
(10)	特例屋外広告業廃業等届出書【様式第33号】	21
(11)	特例屋外広告業者届出済票（標識）【様式第29号】	21
7	申請窓口	22

1 屋外広告業の登録制度

(1) 屋外広告業の登録とは

山形市内で屋外広告業を営むには、山形市の登録を受ける必要があります。登録を受けていない事業者は、山形市内で屋外広告物を設置することができません。違反した場合は罰則の対象となりますので、ご注意ください。

(2) 登録が必要な事業者

「屋外広告業」とは、屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。

- ◆元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問いません。
- ◆屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を業として請け負わないような、広告代理業等は屋外広告業には該当しません。
- ◆単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、現実に屋外広告物の表示や、掲出物件の設置を行わないものは、屋外広告業には該当しません。

営業区域に山形市が含まれる場合は、請負件数が一件しかない場合であっても、登録が必要になります。また、現在は営業区域に山形市が含まれていないが、近い将来山形市内で請け負う予定がある場合は、その時点で事前に登録を受けるか、あらかじめ登録を済ませておくかの選択は、申請者の判断になります。

「営業区域」、「営業所の所在地」及び「申請者」についての関係は、次のとおりとなりますので参考にしてください。

営業区域	山形市を営業区域とする営業所の所在地	本店、本社の所在地	登録の必要性	登録申請をする者	摘要
市内	市内	市内	必要	本店	市内本店、市内営業所の事業者
市内	市内	市外	必要	本店	本店は市外だが、営業所が市内にある事業者
市内	市外	市外	必要	本店	本店、営業所ともに市外だが、営業区域が市内である事業者
市外	市外	市外	不要	—	営業区域が市内でないため、登録が不要な事業者

備考 1 営業区域が山形市内であれば、いずれの場合も登録が必要であり、登録申請は本店、本社が行うこととなります。

2 市内に複数営業所を有する事業者は、本店、本社が複数営業所をまとめて登録することとなります。

(3) 山形県の登録を受けた事業者に関する特例

山形県の屋外広告業の登録を受けている場合は、その旨を山形市へ届け出ることによって、山形市の登録を受けたものとみなし、山形市内で営業することができる、特例屋外広告業届出制度（P 1 1 参照）を導入しています。この届出に手数料はかかりません。

なお、山形市の登録を受けた屋外広告業者が、山形県の登録を受けたときは、山形市が行った登録の効力は失われます。

2 登録を受けるためには

(1) 登録のための要件

屋外広告業の登録を受けるためには、登録拒否事項に該当しないことが必要になります。該当するときは、登録を受けることができません。登録拒否事項は次のとおりです。

【登録拒否事項】

- ① 登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- ② 屋外広告業者で法人であるものが登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しないもの
- ③ 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ④ 屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤ 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が①～④又は⑥のいずれかに該当するもの
- ⑥ 法人でその役員のうち①から④までのいずれかに該当する者があるもの
- ⑦ 業務主任者を選任していない者
- ⑧ 登録申請書若しくはその添付書類の重要事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき

■業務主任者の選任とは

屋外広告業者は「営業所ごとに業務主任者を選任し、屋外広告物に関する業務を行わせなければならない」ため、登録の際に選任し、申請する必要があります。

「営業所」とは、屋外広告物の表示、設置に関し常時請負契約を締結するなど営業の場所的中心となる事務所をいい、その主従を問いませんが、単なる作業所、連絡事務所などはこれに該当しません。

「営業所ごとに・・・選任」とは、その業務主任者が必ずしもその営業所に専任であることを要しませんが、通常の勤務時間中はその営業所の業務に随時従事できる場合は併任できることとなります。

【業務主任者が行う業務】

次の業務の総括に関すること

- ・屋外広告物法、屋外広告物条例等、関係法令の規定の順守
- ・屋外広告物の表示又は設置に係る工事の適正な施行、安全の確保
- ・帳簿の記載（「6 申請書の記載要領（7）帳簿」参照）
- ・その他業務の適正な実施の確保

■業務主任者になるためには

次のいずれかの資格を有する必要があります。

- ・登録試験機関が行う試験に合格した者
- ・都道府県、指定都市、中核市が実施する屋外広告物講習会の修了者
- ・職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許の所持者又は技能検定の合格者若しくは職業訓練の修了者であって広告美術仕上げに関する職種等に係るもの

(2) 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。現に受けている登録の有効期間の満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、有効期間の満了する30日前までに、登録更新の申請を行ってください。

3 登録を受けたあとは

(1) 登録を受けたあとは

① 標識の掲示

屋外広告業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に商号、氏名又は名称、登録番号等を記入した標識を掲げなければなりません。「公衆の見やすい場所」とは、お客様が事務所に入ったときに、見やすい事務所の中のことです。(屋外広告業者登録票【様式第28号】)

② 帳簿の備付け及び保管

屋外広告業者は、請け負った屋外広告物の表示又は掲出物件の設置工事について、1件ごとに帳簿を作成し、これを営業所に備え保存しなければなりません。(帳簿【様式第30号】)

③ 登録事項変更の届出

登録期間中に、登録事項に変更があった場合には、変更があった日から30日以内に届け出てください。(屋外広告業登録事項変更届出書【様式第22号】)

④ 廃業等の届出

登録期間中に、廃業事由のいずれかの事項に該当することとなったときは、30日以内に届け出てください。(屋外広告業廃業等届出書【様式第23号】)

なお、廃業の後には、屋外広告業の営業はできなくなります。

■各手続きの詳細については、P7以降「4 手続き」を参照してください。

■各手続きの届出書等の書き方の詳細については、P13以降「6 申請書等の記入要領」を参照してください。

(2) 登録の取消等

屋外広告業者が次のいずれかに該当するときは、その登録が取り消されたり、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたりすることがあります。

【取消の事由】

- ・不正の手段により広告業の登録を受けたとき
- ・登録の拒否の要件のいずれかに該当することとなったとき
- ・登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ・屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき

(3) 違反に対する措置

登録を受けずに屋外広告業を営んだときや、措置命令に違反したとき等には、次の罰則が科せられる場合があります。

罰則	内容
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none">・登録（更新の登録）を受けずに屋外広告業を営んだ場合・不正の手段により登録（更新の登録）を受けた場合・営業停止の命令に違反した場合・特例届出業者で、営業停止の命令に違反した場合
30万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none">・登録事項の変更の届出をしない場合/虚偽の届出をした場合・業務主任者を選任しなかった場合
20万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none">・必要な報告をしない場合/虚偽の報告をした場合・立入検査を拒み、妨げ、忌避した場合・必要な質問に対して答弁せず、虚偽の答弁をした場合
5万円以下の過料	<ul style="list-style-type: none">・屋外広告業の廃業等の届出を怠った場合・営業所ごとに標識を掲示しない場合・営業所ごとに営業に関する帳簿を備え付けない場合・帳簿を記載しない場合/虚偽の記載をした場合・帳簿を保存しなかった場合・特例の届出、特例届出事項の変更の届出、市内（特例届出）における屋外広告業の廃業等の届出を怠った場合

※ 違反する行為をした場合、その行為者が罰せられるだけでなく、法人等にも罰金刑が科せられます。

4 手続き

(1) 登録の手続き（新規登録）

屋外広告業の登録を受けるには、次の書類等が必要です。

提出部数は1部ですが、受付印を押印した控えが必要な場合は、2部提出してください。1部は窓口にてお返しします。

【新規登録申請に必要な書類等】

- ・屋外広告業登録申請書【様式第19号・表面と裏面があります】
- ・申請手数料（1万円）
- ・誓約書【様式第20号】
- ・登録申請者の略歴書【様式第21号】
- ・選任した業務主任者が、業務主任者の資格を有していることを証する書類の写し
- ・登録申請者等の住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請者が法人の場合及び法定代理人が法人の場合）

※申請に必要な関係書類については、P8「申請に必要な関係書類一覧」を参照してください。

(2) 申請手数料

申請手数料の金額は、1万円です（新規申請・更新申請とも）。納付方法は次のとおりです。

①現金支払い

登録申請書の提出時に、その場で現金にて納付してください。

②市が発行する納入通知書による支払い

登録申請書の提出時に、納入通知書を発行します。郵送による申請手続きを希望される場合は、返信用封筒を同封してください。（※封筒には必要な料金分の切手を貼付してください。料金が不足する場合は、「不足料金受取人払」により送付します。）

申請手数料は、山形市指定金融機関で納付してください。

納付の確認ができましたら、後日、登録を行った旨を通知します。（早急に当該通知を必要とする場合は、その旨をご連絡のうえ、FAX等で領収書の写しを送付してください。）

申請書の入手・相談・届出の窓口

- 山形市 まちづくり政策部 まちなみデザイン課
〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
TEL_023-641-1212（内線525、526） FAX_023-624-8903
E-mail_machinami@city.yamagata-yamagata.lg.jp

- 公式ホームページ

URL : <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>



■ 申請に必要な関係書類一覧

書類の名称		申請者の区分			備考
		法人	個人	未成年者	
登録申請書		○	○	○	手数料必要
誓約書	申請者	○ (法人代表者)	○	○	・登録申請者が誓約する ・法人の場合は法人代表者が誓約する
	法定代理人	—	—	○	
略歴書	申請者	○ (役員全員)	○	○	—
	法定代理人	—	—	○ (法人の場合、役員全員)	
業務主任者の資格を証する書面の写し		○	○	○	備考4参照
登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	申請者	○	—	—	・6ヶ月以内に発行のもの ・コピー不可
	法定代理人	—	—	○ (法人の場合)	
住民票の写し	申請者	—	○	○	
	法定代理人	—	—	○	
	業務主任者	○	○	○	

- 備考 1 個人番号（マイナンバー）が記載されている住民票の写しは、受理することはできませんのでご注意ください。
- 2 上記書類以外で、必要に応じ確認書類を提出していただく場合があります。
- 3 申請書記入の詳細については、P 13～15「6 申請書等の記入要領」を参照してください。
- 4 提出いただいた申請書及び添付書類を審査し、登録に当たり問題がない場合、登録されます。審査の結果、登録が拒否される場合もありますのでご注意ください。
- 5 山形市内で営業を行う営業所ごとに選任された、業務主任者の資格を証する書面の写しは、下記のいずれかになります。

【業務主任者の資格を証する書面】

- ・屋外広告士合格証書、屋外広告士登録証
- ・屋外広告物講習会修了証書
- ・広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許証、技能検定合格証書、職業訓練課程修了証等

(3) 登録事項変更の届出

登録期間中に、登録事項に変更があった場合には、変更があった日から 30 日以内に届け出なければなりません。提出部数は 1 部ですが、受付印を押印した控えが必要な場合は、2 部提出してください。1 部は窓口にてお返しします。

【登録事項変更届に必要な書類等】

- ・屋外広告業登録事項変更届出書【様式第 2 2 号】
- ・登録事項の変更に必要な添付書類（下記「主な変更の場合の添付書類一覧」参照）

■ 主な変更の場合の添付書類一覧

変更する事項	必要な添付書類	
	法人の場合	個人の場合
商号及び名称又は氏名、住所、所在地、代表者	・ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	・ 住民票の写し (商号のみの場合は不要)
市内を営業区域とする営業所の名称、所在地	・ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) ※法人登記の変更があった場合のみ	
業務主任者	・ 業務主任者の資格を証する書面の写し ・ 住民票の写し	
法人で、新たに役員となる者がいる場合	・ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) ・ 代表者の誓約書 (代表印) ・ 新たに役員となる者の略歴書 (履歴が変わる役員も含む)	
未成年者の場合の法定代理人	・ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) ・ 代表者の誓約書 (代表印) ・ 新たに役員となる者の略歴書 (履歴が変わる役員も含む)	・ 住民票の写し ・ 誓約書 ・ 略歴書
法人で、役員が辞任する場合	・ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	

- 備考 1 個人番号（マイナンバー）が記載されている住民票の写しは、受理することはできませんのでご注意ください。
- 2 上記書類以外で、必要に応じ確認書類を提出していただく場合があります。
- 3 届出書の書き方の詳細については、P 1 6 「(4) 屋外広告業登録事項変更届出書」を参照してください。

(4) 登録の手続き（更新登録）

登録期間満了後も引き続き営業を行う場合は、満了日の30日前までに、更新の登録を受けなければなりません。提出部数は1部ですが、受付印を押印した控えが必要な場合は、2部提出してください。1部は窓口にてお返しします。

【更新登録に必要な書類等】

- ・屋外広告業登録（更新の登録）申請書【様式第19号・表面と裏面があります】
- ・申請手数料（1万円）

※登録内容に変更がある場合は、登録更新に先立ち、登録事項変更の届出が必要です。

※申請書記入の詳細については、P13「(1) 屋外広告業登録申請書」を参照してください。

(5) 廃業等の届出

登録期間中に、下表の廃業事由のいずれかの事項に該当することとなったときは、30日以内に、届け出なければなりません。なお、廃業の後には、屋外広告業の営業はできなくなります。

【廃業等届出に必要な書類等】

- ・屋外広告業廃業等届出書【様式第23号】

■ 廃業事由と届出者

廃業事由	届出者
個人が死亡した場合	・相続人
法人が合併により消滅した場合	・法人を代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	・破産管財人
法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	・清算人
山形市の区域内で屋外広告業を廃止した場合	・屋外広告業者であった個人 ・屋外広告業者であった法人を代表する役員

備考 1 廃業等届出書の添付書類は、不要です。

- 2 届出書の書き方の詳細については、P17「(5) 屋外広告業廃業等届出書」を参照してください。

5 特例屋外広告業届出制度

特例屋外広告業届出制度は、山形県の登録を受けた屋外広告業者が、山形市で屋外広告業を営む場合、その旨を山形市へ届け出ることにより、山形市の登録を受けたものとみなし、山形市内でも営業を可能とするものです。

制度上、山形県の登録期間が特例屋外広告業の届出の有効期間となるため、山形県の登録期間が満了し、更新の登録手続きを行った場合は、山形市へ特例屋外広告業届出の更新手続きを行う必要があります。手数料は、山形県への登録申請時にのみ発生し、山形市への届出の際は不要です。

なお、電子申請を利用すると県への屋外広告業登録と市への特例届出を1度に申請でき、変更手続き、廃業手続きもワンステップで手続きできます。

(1) 電子申請について

山形県と山形市では、以下の手続きについて電子申請できます。やまがた e 申請からご利用可能となっておりますので、ぜひご利用ください。

- ・屋外広告業登録申請および特例屋外広告業届出
- ・屋外広告業事項変更届出書および特例屋外広告業届出変更届出
- ・屋外広告業廃業届出および特例屋外広告業廃業届出

1度の入力、資料の添付で
県と市への手続き両方を
行うことができます！

■ 電子申請についての説明ページ (HP)

<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shiseijoho/machizukuri/1007107/1007109/1017833.html>

■ やまがた e 申請トップページ

https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_initDisplay



(2) 届出の手続き (新規届出・届出の更新)

窓口または郵送で申請する場合は、山形県の登録(新規)を受けた後に、山形市へ届け出てください。

【届出に必要な書類等】

- ・特例屋外広告業届出書【様式第31号】
- ・山形県の登録を受けたことを証する書面(登録通知書)の写し
- ・山形県に提出した「屋外広告業登録申請書」の写し
(※山形県へ提出する前に、控えをお取りください)
- ・業務主任者の資格を有していることを証する書類の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

※手続きの詳細については、P19「(8) 特例屋外広告業届出書」を参照してください。

(3) 届出事項変更の届出

届出事項に変更があった場合は、届け出なければなりません。なお、こちらの手続きは電子申請も可能です。(P11を参照してください。)

【変更届出に必要な書類等（窓口または郵送で申請する場合）】

- ・ 特例屋外広告業届出事項変更届書【様式第32号】
 - ・ 山形県に提出した「屋外広告業登録事項変更届出書」の写し
(山形県へ提出する前に、控えをお取りください。)
 - ・ 業務主任者の資格を有していることを証する書類の写し(業務主任者を変更した場合のみ)
- ※ P20 「(9) 特例屋外広告業届出事項変更届出書」を参照してください。

(4) 廃業等の届出

山形市内において屋外広告業を廃業した場合は、届け出なければなりません。なお、こちらの手続きは電子申請も可能です。(P11を参照してください。)

【廃業届出に必要な書類等（窓口または郵送で申請する場合）】

- ・ 特例屋外広告業廃業等届出書【様式第33号】
- ※ P21 「(10) 特例屋外広告業廃業等届出書」を参照してください。

■ 廃業事由による届出者一覧

廃業事由	届出者
個人が死亡した場合	・ 相続人
法人が合併により消滅した場合	・ 法人を代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	・ 破産管財人
法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	・ 清算人
山形市の区域内で屋外広告業を廃止した場合	・ 特例屋外広告業者であった個人 ・ 特例屋外広告業者であった法人を代表する役員

(5) 標識の掲示（特例屋外広告業者届出済票）

特例屋外広告業者は、山形市内の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に商号、氏名又は名称、登録番号等を記入した標識を掲げなければなりません。「公衆の見やすい場所」とは、お客様が事務所に入ったときに見やすい事務所の中のことです。

6 申請書等の記入要領

(1) 屋外広告業登録（更新の登録）申請書【様式第19号】

1 「年月日」

申請書を提出する年月日を記入してください。なお、郵送で提出する場合は、申請手数料の納付が確認された日を受理日とします。

2 「申請者」

① 個人の場合（法人登録をしていない場合）

申請者本人の住所、商号、氏名、電話番号、電子メールアドレスを記入してください。なお、「住所」は住民票上の住所を記入してください。営業所の所在地ではありません。（会社印は必要ありません）

② 法人の場合

主たる事務所（本社、本店等）の所在地、商号又は名称、代表者の役職名、氏名、電話番号、電子メールアドレスを記入してください。なお、電子メールアドレスは、所管する部署のアドレスを記入してください。

3 「条項（適用条文）」

新規申請の場合「第30条第1項」を、更新申請の場合「第30条第3項」を丸で囲んでください。

4 「登録の種類」の欄

新規申請か更新申請かを区別するものです。該当する方を丸で囲んでください。

5 「※登録番号」、「※登録年月日」、「※登録有効期間」の欄

新規申請の場合、何も記入しないでください。

更新申請の場合、更新前の登録番号・登録年月日・登録有効期間を記入してください。

6 「山形市の区域内を営業区域とする営業所」の欄

① 山形市内で営業を行う営業所の名称（個人の場合は商号）、所在地（郵便番号も併せて記入願います）、電話番号、電子メールアドレス、業務主任者の氏名を記入し、業務主任者の有する資格は、該当番号を丸で囲んでください。（2においては、講習会を受講した自治体名と、受講年、修了番号を記入してください。）

営業所が2以上ある場合は、欄内に適宜補助線を引いて記入してください。書ききれない場合は、任意の別紙に記入のうえ添付していただいても結構です。

② 更新のお知らせや条例改正のお知らせなどのため、電子メールアドレスの記入にもご協力ください。なお、法人の場合は個人宛のアドレスではなく、所管する部署のアドレスの記入をお願いします。

7 「役員の職氏名（申請者が法人である場合）」の欄

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者に該当する役員全員の職、氏名を記入し、氏名にはカタカナでフリガナを振ってください。

欄内に適宜補助線を引き、職名と氏名が対応するように記入してください。多数の役員がおり、書ききれない場合は任意の別紙に記入のうえ、添付していただいても結構です。

8 「申請者が未成年者である場合の法定代理人の氏名等（法定代理人が法人である場合においては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」の欄

法定代理人の方の氏名にカタカナでフリガナを振り、住所、郵便番号及び電話番号を記入してください。法定代理人が法人の場合は法人の商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。ただし、申請者が未成年である場合のみです。

9 「法定代理人が法人である場合のその役員の職氏名」の欄

法定代理人が法人である場合には、その役員の職指名を記入してください。ただし、法定代理人が法人の場合のみです。

10 「他の地方公共団体（山形県を除く）における登録番号等」の欄

欄内に適宜補助線を引き、記入してください。多数の団体に登録があり、書ききれない場合は、任意の別紙に記入のうえ添付していただいても結構です。

① 地方公共団体名は、申請時に登録又は特例届出がある全ての都道府県、政令市、中核市の名称を記入してください。

② 登録（届出）年月日、登録（届出）番号も同様にそれぞれ記入してください。

(2) 誓約書【様式第20号】

誓約書は、登録申請者、法人の役員及び法定代理人が登録拒否事項に該当していないことを誓約するものです。

個人の場合は、本人が誓約することになります。

法人の場合は、代表者が代表者である本人を含めた全ての役員が該当していないことを誓約することになります。

1 「年 月 日」

申請書を提出する年月日を記入してください。

2 「申請者」

個人の場合は、住所及び氏名を記入してください。なお、申請者が未成年者の場合には、法定代理人の誓約書も必要になります。(法定代理人が法人の場合は法人と同様です。)

法人の場合は、主たる事業所の所在地、商号又は名称、代表者の役職名及び氏名を記入してください。

(3) 登録申請者の略歴書【様式第21号】

個人で申請する場合は、本人の略歴書が必要です。なお、申請者が未成年者の場合は、法定代理人の略歴書も必要になります。(法定代理人が法人の場合は役員全員の略歴書が必要になります。)

法人で申請する場合は、法人の役員全員(監査役は不要)の略歴書が必要です。

1 ()内の「本人、法定代理人、法人の役員、法定代理人(法人)の役員」の欄

それぞれ対応するものを、丸で囲んでください。

2 「現住所及び電話番号」、「商号、氏名又は名称」、「生年月日」の欄

それぞれ略歴を記そうとする方について記入してください。

3 「略歴」、「期間」、「職務内容又は業務内容」の欄

現在に至るまでの職務又は業務の内容及びそのときの職名を記入してください。法人の役員の場合には、経營業務の経験が明らかになるよう具体的に記入してください。

4 「賞罰」、「賞罰の内容」の欄

屋外広告業に関する行政処分あるいは行政罰、その他の賞罰について記入してください。該当する賞罰がない場合には「なし」と記入してください。

(4) 屋外広告業登録事項変更届出書【様式第22号】

登録後、登録事項に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に提出してください。
変更事項により、添付書類が必要となる場合があります。

1 「年月日」

届出書を提出する年月日を記入してください。

2 「届出者」

① (1)の2「申請者」と同様です。

個人の「商号、氏名、住所」又は法人の「所在地、商号、名称、代表者の氏名」が変更になった場合は、変更後のそれぞれの内容を記入してください。

② 更新のお知らせや条例改正のお知らせなどのため、電子メールアドレスの記入にもご協力ください。なお、法人の場合は個人宛のアドレスではなく、所管する部署のアドレスの記入をお願いします。

3 「登録番号」、「登録年月日」の欄

登録の際に通知された番号、年月日を記入してください。

4 「変更に係る事項」の欄

変更があった事項を漏れなく記入してください。

- ① 商号、氏名及び住所（法人の場合は、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 営業所の名称及び所在地（営業所が増減した場合を含む）
- ③ 営業所ごとに選任する業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称（営業所が増減した場合を含む）
- ④ 役員の氏名
- ⑤ 法定代理人の氏名及び住所（法人の場合は、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、役員の氏名）

5 「変更前」、「変更後」の欄

変更内容が分かるように、対比して記入してください。

6 「変更年月日」の欄

変更があった日を記入してください。（登記した日ではありません）

(5) 屋外広告業廃業等届出書【様式第23号】

登録後、廃業等があった場合は、廃業等のあった日から30日以内に、提出してください。

1 「年月日」

届出書を提出する年月日を記入してください。

2 「届出者」

廃業事由に応じて、定められた届出者を記入してください。

3 「登録番号」、「登録年月日」の欄

登録の際に通知された番号、年月日を記入してください。

4 「廃業等をした屋外広告業者の商号及び氏名又は名称」の欄

登録を受けている商号、氏名又は名称を記入してください。

5 「届出の事由」の欄

該当する番号を丸で囲んでください。

6 「届出理由の生じた年月日」の欄

廃業等のあった年月日を記入してください。

7 「屋外広告業者と届出者との関係」の欄

2の届出者と4の廃業等をした登録業者の関係について、該当する番号を丸で囲んでください。

(6) 屋外広告業者登録票（標識）【様式第28号】

登録後、営業所ごとに公衆の見やすい場所に標識を掲げなければなりません。

登録票の大きさは、A4横サイズです。登録済の通知をする際、様式（見本）を同封します。

また、記載内容に変更があった場合はその都度、修正してください。

- 1 「商号、氏名又は名称」、「法人である場合の代表者の氏名」、「登録番号」、「登録の有効期間」、「営業所の名称」、「この営業所の業務主任者の氏名」の欄それぞれ該当する事項を記入してください。

(7) 帳簿【様式第30号】

帳簿は、請け負った屋外広告物の表示又は掲出物件の設置工事について、1件ごとに作成し、整備、保存しておく必要があります。

光学、磁気ディスク等での記入、保存も可能ですが、同様に記載事項に漏れのないものとしてください。

- 1 注文者の「氏名又は名称」、「住所及び電話番号」、広告物又は掲出物件の「表示又は設置の場所」、「名称又は種類」、「数量」、「表示又は設置の年月日」、「請負金額」の欄それぞれ該当する事項を記入してください。

(8) 特例屋外広告業届出書【様式第31号】

1 「届出者」

① 届出者が個人の場合

届出者本人の住所、商号、氏名、電話番号、電子メールアドレスを記入してください。
なお、「住所」は住民票上の住所を記入してください。営業所の所在地ではありません。

② 届出者が法人の場合

主たる事務所（本社、本店等）の所在地、商号又は名称、代表者の役職名、氏名、電話番号、電子メールアドレスを記入してください。

なお、電子メールアドレスは、所管する部署のアドレスを記入してください。

2 「条項（適用条文）」

3「県登録の種類」が新規登録の場合「第46条第1項」を、更新登録の場合「第46条第5項」を丸で囲んでください。

3 「県登録の種類」の欄

新規登録か更新登録かを区別するものです。該当するものを丸で囲んでください。

4 「届出番号」、「届出年月日」の欄

新規届出の場合、何も記入しないでください。

更新届出の場合、更新前の届出番号と届出年月日を記入してください。

5 「山形県における登録番号等」の欄

山形県における屋外広告業の登録番号、登録年月日、登録有効期間を記入してください。

6 「山形市の区域内において営業を行う営業所」の欄

山形市内で営業するすべての営業所を記入してください。

① 営業所の名称（個人の場合は商号）、所在地（郵便番号も記入してください）、電話番号、電子メールアドレスを記入してください。

② 業務主任者の氏名、業務主任者が有する資格を記入してください。

なお、「業務主任者が有する資格」の欄は、次のいずれかに応じ該当するものを丸で囲み、講習会修了者の場合は、受講した自治体名、受講年及び修了番号を記入してください。

【資格区分】

- ・登録試験機関が行う試験に合格した者
- ・都道府県、指定都市、中核市が実施する屋外広告物講習会の修了者
- ・職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許の所持者又は技能検定の合格者若しくは職業訓練の修了者であって広告美術仕上げに関する職種等に係るもの

(9) 特例屋外広告業届出事項変更届出書【様式第32号】

特例届出後、特例届出事項に変更があった場合は、必要な書類を添えて提出してください。

1 「届出者」の欄

「特例屋外広告業届出書【様式第31号】」の記載方法に準じてください。

2 「届出番号」、「届出年月日」の欄

特例届出の際に通知された番号、年月日を記入してください。

3 「変更に係る事項」の欄

変更があった事項を漏れなく記入してください。

① 商号、氏名及び住所（法人の場合は、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

② 営業所の名称及び所在地（営業所が増減した場合を含む）

③ 営業所ごとに選任する業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称（営業所が増減した場合を含む）

4 「変更前」、「変更後」の欄

変更内容が分かるように、対比して記入してください。

5 「変更年月日」の欄

変更があった日を記入してください。

(10) 特例屋外広告業廃業等届出書【様式第33号】

特例届出後、廃業等があった場合は、提出してください。

1 「届出者」の欄

廃業事由に応じ、次に該当する届出者を記入してください。

廃業事由	届出者
個人が死亡した場合	・相続人
法人が合併により消滅した場合	・法人を代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	・破産管財人
法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	・清算人
山形市の区域内で屋外広告業を廃止した場合	・特例屋外広告業者であった個人 ・特例屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 「届出番号」「届出年月日」の欄

特例届出の際に通知された番号、年月日を記入してください。

3 「廃業等をした屋外広告業者の商号及び氏名又は名称」

特例届出を行った商号、氏名又は名称を記入してください。

4 「届出の事由」の欄

該当する番号を丸で囲んでください。

5 「届出事由の生じた年月日」の欄

廃業等があった年月日を記入してください。

6 「特例屋外広告業者と届出者との関係」の欄

1の届出者と3の廃業等をした登録業者の関係について、該当する番号を丸で囲んでください。

(11) 特例屋外広告業者届出済票（標識）【様式第29号】

記載の方法はP18「(6) 屋外広告業者登録票」の内容を、読み替えて参照してください。

7 申請窓口

●山形市 まちづくり政策部 まちなみデザイン課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL 023-641-1212 (内線 525、526)

FAX 023-624-8903

E-mail_machinami@city.yamagata-yamagata.lg.jp

※ 申請は、窓口、郵送のほか、電子申請でも行えます。

電子申請は、いつでもどこでも申請が出来るうえ、県と市への2つの手続きをワンステップで簡単に手続きできるなど、便利な仕組みとなっておりますので是非ご活用ください。

なお、郵送による申請手続きを希望される場合は、納付書送付のための返信用封筒を同封してください。(※封筒には必要な料金分の切手を貼付してください。料金が不足する場合は、「不足料金受取人払」により送付します。)